仕　　様　　書

1　契約件名
　使用済車両の売却
2　売却物件及び数量
　普通自動車　　５台
　別紙「売却車両一覧表」のとおり
3　引渡期間
　奈良県警察本部が売払代金の振込確認後から令和９年２月19日(金)まで
4　履行期限
　令和９年３月12日(金)
5　引渡場所
　奈良市南永井町甲１２２
6　廃棄方法
　自動車リサイクル法等法令に基づき適法に処分すること。
　※自動車リサイクル法等法令に基づく、取引業者及びフロン回収業者の登録を受けており、かつ解体業及び破砕業の許可を受けている者であること。
7　引渡条件等
　買受人は、指定された納付書により、納付期限内に代金を支払うものとする。
　なお、物件の引渡しについては、売払代金の振込確認後とするため、買受人は金融機関の受領印が確認できる振込領収書の写しを提出すること。
　※見積額に消費税及び地方消費税を加算した額をもって、納付書を発行する。
8　引取・処分作業
(1)　買受人は奈良県警察本部の担当職員と打ち合わせの上、作業日程を明らかにしなければならない。
(2)　買受人は引取作業に際し奈良県警察本部職員の立会を受け、その指示に従うものとする。また、法令に基づいた処理を行うとともに、引取作業中の事故等に十分注意すること。万一、引取作業により発生した損害については、買受人が賠償の責任を負うものとする。
(3)　買受人は別紙「売却車両一覧表」で再利用可となっている引取車両の部品であっても、再利用しようとする場合は、再利用する部品、数量、登載されていた車体番号等について任意の様式により奈良県警察本部へ申請し、申請結果が判明するまで当該部品を適切に保管すること。
　なお、再利用不可となった部品は、奈良県警察本部職員が確認後、確実に破壊等すること。
(4)　買受人は引取車両を解体後、原形が分からないよう破砕するとともに、１台ずつ破砕前、破砕途中、破砕後の状況が分かる写真を奈良県警察本部に提出すること。
(5)　買受人は解体・破砕等の作業に当たり、奈良県警察本部職員が立会を行う場合には、これに応じなければならない。
(6)　買受人は売払車両の引取を完了したときは、速やかに車両引取書を奈良県警察本部に提出すること。
9　その他
(1)　リサイクル券は引取作業時に渡すものとする。売払車両については、永久抹消を奈良県警察本部が行うので、買受人はリサイクル処理後、解体報告記録日及び移動報告番号を車両毎に一覧表等にして奈良県警察本部に提出すること。
(2)　本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義があるときは、奈良県警察本部の指示又は解釈によるものとする。

別紙

売却車両一覧表

番号	車　　名	型　　式	排気量	車両重量	※部品の再利用
1	ﾄﾖﾀ　ﾉｱ	DBA-ZRR70G	1,986cc	1,550kg	可
2	ﾄﾖﾀ　ｱﾘｵﾝ	DBA-ZRT261	1,986cc	1,280kg	可
3	ﾆｯｻﾝ　ｾﾌｨｰﾛ　ｴｸｼﾓ	GF-A33	1,990cc	1,410kg	可
4	ﾆｯｻﾝ　ｴﾙｸﾞﾗﾝﾄﾞ	CBA-ME51	2,490cc	2,040kg	可
5	ﾄﾖﾀ　ｸﾗｳﾝ	DBA-GRS180	2,490cc	1,600kg	外装部品以外は可
	合計5台			7,880kg	

※部品の再利用
再利用可の車両でも、警察用車両特有の部品と認められるものは再利用不可。
（破壊等により、機能が失われている場合を含む）